

森林の所有者のみなさまへ

森林経営管理制度



をご存じですか？

森

林は木材を供給したり、雨水をろ過して地下水にしたり、地球温暖化を防止したり、様々な恩恵をわたしたちにもたらしてくれます。

その一方で、適切な経営管理（間伐や枝打ち※等）が行われていない森林が増え続けており、様々な問題が起こっています。

森林を適切に経営管理していないと、どんなことが起こるのでしょうか？

（※ 間伐…樹木の生育を促すため木を間引くための伐採のこと。枝打ち…林床に光を入れるため木の枝を切り落とすこと）

間伐が行われていないと、木同士が密集してしまい十分に育つことができず、**土壌を保持する根がしっかり張れない細い木**になります。

また、枝打ちが行われていないと、**木が折れやすくなったり**、地表へ光が差さず下草が生えない**地表がむき出しの森林**になったりします。



風等の影響を受けて幹折れしている森林



そのため、雨水を土壌へ貯めることが出来なくなり、大雨の時に**大規模な土砂災害が発生しやすくなります**。

また、水の浄化ができなくなるので、**水源の保全ができなくなります**。

今、森林は・・・

日本の多くの森林は、戦後に植栽した人工林が成長し、「伐^きって、使^って、植^える」という森林を循環的に利用していく新たな時代に入っています。

森林経営管理制度とは・・・

経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となって、森林所有者の皆さまと林業経営者をつなぐ制度です。この制度を活用して、森林の多面的な機能（土砂災害の防止、水源のかん養、木材生産など）を高めていくとともに、林業の成長産業化を図っていきます。

制度の概要は中面をご覧ください



山も、田畑も、
川も、海も、美しく、
次世代へ。新潟市

森林経営管理制度の流れ



⑤ 収益の一部を配分（経営管理受益権の設定）

森林所有者



森林所有者の皆さまは、自身の森林を適切かつ持続的に管理しなければなりません。

所有者が管理できる場合
(本制度を活用しない)

森林所有者が自ら管理、または自ら林業経営者等に委託

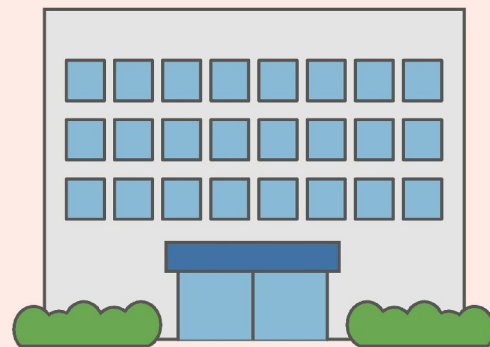
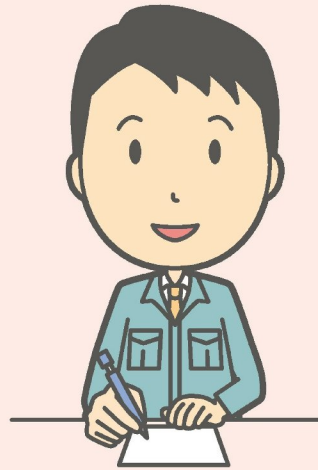
所有者が管理できない場合
(本制度を活用する)

ご自身での管理が難しく、今後の森林の経営管理を新潟市に委託したいとご回答をいただいたときは、必要に応じて協議の上、経営管理の委託手続きを行います。

① (意向調査)
意向を確認

新潟市

新潟市が森林所有者に、自身の所有する森林を今後どのように経営管理していきたいか、ご意向を確認します。



② 経営管理
を委託

③ 経営管理を
再委託

林業経営者



林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に新潟市から経営管理を再委託します。

④ 新潟市が
管理



林業経営に適さない森林は、新潟市が自ら管理を行います。

将来像

林業の
成長産業化

・地域経済の活性化

森林資源の
適切な管理

・土砂災害の防止
・地球温暖化防止
・水質の浄化など



お問い合わせ

新潟市農林水産部 農林政策課
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地
(古町ルフル6階)
TEL 025-226-1641 E-mail:nosei@city.niigata.lg.jp

Q1. 土地を市が買うのですか？

A1. 市は土地を購入しません。森林所有者が立木の伐採や間伐等の権限を市に委ねる制度で、土地の所有権に変更はありません。

Q2. 意向調査に回答するとすぐに市に委託を受けてもらえるのですか？

A2. まとまった面積がないと効率的な経営管理ができないので、まとまった面積が出来るまでは委託は難しくなる場合があります。

Q3. これまで経営管理してきた(今後行う予定等を含む)森林所有者はどうなるのですか？

A3. 現在(今後の予定等を含む)、森林所有者が経営管理を行っている森林はこれまでのとおり、市が支援していきます。本制度は今後、森林所有者による経営管理が行われない森林が対象です。

Q4. 自分の土地の位置や境界がわからないのですが、委託できますか？

A4. 位置や境界が分からない場合は、管理方針などが決定できないので、すぐに委託を受けることは難しくなる場合があります。現地確認等に必要手順をご説明します。

Q5. 相続していない土地でも委託できますか？

A5. 相続していない土地であっても委託はできますが、法定相続人の同意を得る必要があります。

Q6. 林業経営に適す、適さないの判断基準は何ですか？

A6. 現在の樹種や林道等からのアクセス、土地の傾斜、面積、位置等多角的な視点から判断します。

Q7. 経営管理ではどのような施業(伐採等)をするのですか？

A7. 具体的な施業の方法や方針については、意向調査の結果を受け、土地を調査したうえで、森林所有者の皆さまと協議して決定します。

Q8. 伐採した木の売却収入はどうなるのですか？

A8. 木材の売却収入から、伐採に要した経費、今後の森林の保育費などを引いた額を森林所有者に分配します。詳細については経営管理を委託する際の協議により決定します。

Q9. 今後の経営管理を市に委託した場合の管理費用は所有者の負担となりますか？

A9. 市が間伐や枝打ち等の管理を行う費用は、森林環境譲与税を充てますので、所有者の負担は発生しません。